

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第2回議事録

消費者庁食品表示企画課

第2回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年6月20日（火）13:30～15:30

場 所：合同庁舎4号館 共用408会議室

1. 開 会

2. 消費者団体等からのヒアリング

3. その他

4. 閉 会

○湯川座長 定刻となりましたので、第2回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

まず、本日の出席状況ですが、江口委員、神林委員から欠席との連絡をいただいております。

カメラの方、報道関係の方は、傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

(報道関係者移動)

○湯川座長 事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 それでは、事務局より、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

議事次第。

座席表。

資料1から4が、本日ヒアリングに来てくださっております皆様から御提出いただいた説明資料となっております。

武石委員からも資料を御提供いただいております。「遺伝子組換え食品表示に関する消費者ニーズのとらえ方について」。

以上が、本日の資料でございます。お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、消費者団体からヒアリングを行います。4名の方に来ていただいております。この4名の方は、座長である私と事務局において、さまざまな御意見をいただけるなどの視点で選定させていただきました。

ヒアリングの進め方ですが、まず、4名の方から遺伝子組換え表示に関する御意見・御要望とそうようにお考えになる理由を中心にお話をいただきます。お1人15分程度でお願いできればと思います。その後、委員の皆様との意見交換の時間をとりたいと思っております。

以上が本日の流れです。

続きまして、本日お話しいただく4名の方を紹介させていただきます。

委員の皆様の方から右側から。

主婦連合会参与、山根香織様。

日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部長、二村睦子様。

特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長、瀬瀬美千代様。

消費生活コンサルタント、森田満樹様。

以上、4名の方々です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

スクリーンの陰になって委員の顔が見えにくい場合もあるかと思いますが、このスクリーンは意見交換の際には片づけますので、御了承願います。

それでは、早速ですが、山根様、お願いいたします。

○山根氏 本日は、このような発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1になります。

遺伝子組換え表示のあり方は、5年前に終了しました食品表示一元化検討会で別途個別課題として検討すると位置づけられて、その後の消費者基本計画でもそう整理をされ、今に至っています。一元化検討会の委員を務めさせていただきましたが、せめて意図せざる混入率の低減だけでも先に決められないのかなと思っていたのですが、果たせませんでした。今回、ようやく検討会がこのように設置され、その開催趣旨に自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために消費者が求める情報及び流通実態状況等を踏まえ、制度のあり方について幅広く検討を行うとあります。速やかに、しかし、丁寧に議論を進めていただきたいと願っています。遺伝子組換え表示制度は導入から15年以上が経過しており、この間にDNA等の分析技術の向上、遺伝子組換え農作物の作付面積の激増、また、流通の変化等、社会的背景は大きく変わったと言われます。現状を見据えて必要な改革を消費者のために行ってください。

まず、遺伝子組換え表示を必要とする理由は、消費者の知る権利、選択の権利に応えるためです。

表示は、言うまでもなく、消費者が商品・サービスを選択する際の最も重要な情報です。消費者基本法の理念及び食品表示法の基本理念のもと、わかりやすく、誤認させない表示とするための見直しを望みます。

確認の意味で書きましたけれども、消費者の権利には、「商品、サービスを消費者が自主的かつ合理的に選択する機会が確保され」、「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され」とあります。

消費者の自立としては、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することが出来ること」、「環境の保全に配慮して行わなければならない」こと。

事業者は、「消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること」とあります。

これらが今回の検討をする上での基本となると考えます。

遺伝子組換え表示は、表示のあるものには組換え作物が使われず、義務でないものへの使用が広がり、結果として表示によって選択できる環境でないまま、また、制度への理解が進まぬまま現在まで来ました。その間に世界で作付面積が激増し、日本が大量の遺伝子組換え作物の輸入国であること、こうしたことを多くの消費者は知らずにいます。家畜の餌のほとんど全てと食用油の原料であるとうもろこし、なたね、大豆のほぼ100%が組換えであって、世界で一番遺伝子組換え食品を食べていると言われていることも知らない人が多いと思われます。食への関心が低いということよりは、知らされないから関心や理解が広がっていないと考えます。表示によって食べ物の由来を知って、自分の意思で選べるということを保障する制度とすることが重要だと考えます。

一方で、安全なのになぜ表示が要るのかという意見もありますが、商品に何が使われているか、成り立ちを知らせることはとても重要です。生産・流通の技術が著しく進歩して複雑になり、グローバル化が進んだこうした今だからこそ、実態を正しくわかりやすく公開する表示が求められます。国の審査で安全が確認されているとしても、とりたくないと思う人が選ぶことのできる表示は必要です。情報のとらえ方も選択の目安も人それぞれであり、気になることもさまざまです。遺伝子組換えで言えば、海外の制度との違いが気になることもあろうし、制度が不十分なため日本では知らないうちにたくさん食べているということに、不満、不信感を持つこともあります。効率性の追求ということで、スタック品種とか新しい技術を用いたものが、次々に作付され流通がふえ続けていること、自然交配が進んでコントロールが効かなくなること、また、よく言われる巨大企業による種の独占等々、いろいろなものではないかと考えています。

購入しようとするものが「遺伝子組換え」あるか、否かをシンプルに判断できる表示制度を求めます。

今の表示方法は「遺伝子組換え」、「遺伝子組換え不分別」、「遺伝子組換えでない」の3つですが、実際に「遺伝子組換え」や「遺伝子組換え不分別」といった表示を目にすることが少なく、役に立つ情報ではありません。また、「不分別」といった表現もわかりやすいものとは言えません。

日本で表示義務があるのは8つの作物とそれを原料に使用した33種類の加工食品に限られ、表示義務の対象でない食用油やしょうゆなど、多くが遺伝子組換え使用であることが消費者に見えません。義務対象のものに「遺伝子組換えでない」との記載を多く見かけることから、食品の購入に当たって、遺伝子組換えか否かを選択できていると誤解をしている消費者も多いようですが、問題と考えます。複雑難解で誤解を生む、そうしたことのないよう、義務を原則全ての食品と飼料とする検討を進めていただきたいと思います。

問い合わせがあれば答えるといった対応ではどうかとの声もあると思いますが、店頭で手にした商品が遺伝子組換えを使ったものがどうか否かを知ることができなければ、実際の選択のために役立つ表示とは言えないので、商品への表示が必要と考えます。事業者への負担や表示面積のことが必ず出てきますけれども、使用実態調査や表示のシミュレーション等を進めて、わかりやすく商品に表示するための検討をしてほしいと思います。シンプルでわかりやすくということで言えば、新たなマークの導入も考えてよいと思います。ただし、既にたくさんあるマークの中に埋もれてしまわないようにしないと意味はないと思っています。

また、コストアップをどうするかということもよく言われますけれども、例えば、輸入されるなたねが遺伝子組換えか否かを区別するために全く新しい仕組みが必要で、相当のコストアップになるということは本当で、十分な検証済みなのかということは何いたいと思います。大手企業では管理はできているのではないのでしょうか。下請メーカーや中小零細事業者には負担が大きいということであれば、別途支援等を検討する必要はあるかもしれ

ないと考えています。価格の上昇がどれぐらいならよいか悪いかを、今、問うことは、適切ではないとも考えます。15年前につくられた今の組換え食品の表示制度では十分な選択の機能を果たせず、社会情勢の変化の中、見直しもされずに来て、ようやく整備が進むと期待されるところです。

まず、現状の把握と、消費者の単純に遺伝子組換えかどうかを知りたいという要望にどう応えられるかを検討してほしいです。必要な情報がいかにわかりやすく伝えられるか、大いに知恵を絞っていただきたいと思っています。

現制度では、義務表示品目と任意表示品目では「表示なし」の意味が逆という矛盾を抱えています。義務表示品目の「表示なし」は「遺伝子組換えではない」ことを意味して、任意表示品目、例えばサラダ油の表示なしは実質的に「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え不分別」を意味しています。これでは消費者へ適切な情報を提供できず、制度として問題です。そして、今の制度で表示義務のかからない原料の重量が4番目以降のもの、含有率が重量比5%以下のもの、意図しない混入率5%以下の場合、また、最終製品から検出できない場合といった例外、除外をどう改めるか。前向きな検討を望みます。

5%ルールにつきましては、消費者が遺伝子組換えゼロと誤認することからも改善が必須です。なぜ5%かの根拠も定かではないと感じています。これまで混入率の調査をすると、多くても1.数パーセントと聞いていました。前回の検討会で、分別管理されたとうもろこしの最大の混入率が4.1%であったと報告されたと思いますけれども、高くて驚きました。管理の徹底で下げる必要があるし、下げられるであろうし、きちんと管理されたものを輸入すべきだと考えます。

遺伝子組換えである場合に、「遺伝子組換え」と表示されることが望ましく、この表示がなければ遺伝子組換えでないことがわかるという表示制度を望みます。したがって、「遺伝子組換えでない」という表示は必要ないと考えています。

わかりやすく誤認させない表示とするために、遺伝子組換えのものに「遺伝子組換え」と表示することが望まれます。「組換えでない」といった、その優位性を強調する表示は知る権利の保障のためには必要ないと思われ、シンプルに使用がわかる表示を求めます。

「不分別」という表現もわかりにくく、一部の大手スーパーが任意のものに使っている「遺伝子組換え〇〇が含まれる可能性あり」との表示のほうが親切に思います。ただし、表示制度の見直しとあわせて管理の徹底が進むことで、そうした曖昧な表示がなくなることが望ましく、今後の議論に期待するところです。

最終製品からDNA・たんぱく質が検出できなくとも、輸入時の書類確認等で裏づけは可能であるはずですが。義務表示の対象の限定を外し、遺伝子組換えとそうでないものが明確に選別可能な表示制度を望みます。制度の信頼性担保のため、トレーサビリティ制度の構築が必要です。

検出技術は著しく向上したとも聞きます。国主導で、こうした食に関する研究が進むことも大きく望むところですが、食品事業者や商社が取引の際に確認する書類等によって、

遺伝子組換えであるか否か、確認できるものと考えます。

また、生産から加工、流通、消費までの食品の移動を把握することは正確な表示を担保し、食の安全の向上のためにも必要です。

今後、食品全体のトレーサビリティ制度の構築へ向けた議論も進めてほしい、始めてほしいと思います。農水省では、業種ごとに丁寧なトレーサビリティーマニュアルを作成しており、普及促進に努めて、交付金も交付していると思います。どこまで進んでいて、課題は何かを総ざらえして制度化がなされるよう希望しています。

早く米トレーサビリティのような制度を全ての食品を対象に構築することを目指してほしいと思いますが、その成立に時間がかかるとすれば、それまでの間、IPハンドリング証明の厳格な運用としてはどうかと考えます。ただ、この「厳格」についてもしっかりした議論が必要だと思います。企業でばらつくようなことがないように、明確に川下まで伝える必要があります。

最後に、誰が・どこで・どのようにつくったかがわかる食材を選ぶことや、地域で大切に育まれてきた農作物やその加工品を選ぶことは、国も推奨する消費者の役割であり、食育の観点からも重要です。そのために、食べ物の成り立ちがわかる、選びたいものを選ぶことのできる表示としてください。事業者の皆様には、知りたい情報に応える積極的な姿勢を求めます。

以上です。ありがとうございました。

○湯川座長 山根様、ありがとうございました。

質疑は皆さんの発言が終わってからということにしますので、引き続き、二村様、お願いいたします。

○二村氏 日本生協連の二村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料を前に映せるように準備をいただきましたので、お手元にあるものとあわせてごらんいただきながら聞いていただければと思います。

初めに申し上げますと、私どもは、この遺伝子組換え表示のあり方について確固としてこのようにあるべきだという意見が現時点であるわけではありません。ただ、当然生協もずっとこの表示については関心を持って取り組んできましたし、組合員の皆さんともいろいろな話し合いをしてきました。それから、事業を行っている立場から、実際に表示をしたりそのお問い合わせにも対応してきましたので、そういう中で、今、こういう情報が私たちのところではありますということの提示をさせていただきたいと思っております。基本的にはこの後の委員会で、しっかり議論していただきたい。それから、そこに幾つか、もう少しこういう情報がないと議論が進まないのではないかとということも申し上げたいと思っておりますので、そういった情報をきちんと出していただいで議論を進めるようにしていただきたいと思っております。

(PP)

それでは、順番にスライドに沿って説明させていただきます。

最初に、日本生協連について簡単に紹介をしております。全国に生協はたくさんございますけれども、主には地域で購買事業をやっている生協の連合会ということになっております。

(PP)

私どもはオリジナルブランドの商品を供給していますので、その中で、いろいろな組合さんとのやりとりとか、当然つくっていただいているメーカーさんや生産者さんとのやりとりが日々生じています。そういった中で出てくる声、情報を大切にしながら、商品づくり、供給、利用などとかを進める立場になっております。

(PP)

遺伝子組換え食品のことで言いますと、生協は最初からこの問題は非常に関心を持っておりました。1996年、遺伝子組換え食品の輸入が始まる時にいろいろな運動も消費者団体と一緒に進めてきました。このときは、新しい技術に対する不安とか、食経験がないとか、安全性の確認がどのように行われているのだろうか、ということに非常に強い懸念がたくさん出ていたと思っています。その中で、商品を選べるようにしてほしいということで組合員さんたちから表示を求める声が非常に強くありました。私たちは、国に表示をきちんとしてほしいということで、運動、呼びかけ等もしましたし、一方、自分たちの商品についてはどのように表示をしたらいいのだろうかということで、このときに考え方をまとめて、表示のガイドラインをつくって運用してまいりました。そのガイドラインは国で決まっているものをベースにしておりますけれども、組合員さんたちとのやりとりの中で生協独自の部分も持ったガイドラインになっています。

(PP)

97年のときに考え方をまとめていまして、組合員・消費者の選択を保障する立場から、遺伝子組換え農産物を原料としない商品を開発しようということ、一方で、遺伝子組換え農産物を食品原料として全く排除するという対応については行わないという、両立で進めるという整理をしています。このときに、表示の基準についても整理しまして、99年から自主的な表示基準を運用しております。

基本的には国の表示の基準をベースにしているのですが、しょうゆと油について、国では科学的な検証ができないということで表示の対象外となったのですが、組合員さんからのお問い合わせが多かったこともありまして、できるだけ表示をしようということで、自分たちでトレーサビリティを担保するというので、自主的に表示することにしております。

(PP)

実際にどんな表示になっているかをお見せしながら紹介したいと思います。表示の対象は国でも指定している8農産物と33食品群ですが、これらについては配合率にかかわらず表示をすることにしておりますので、この写真はわざわざ表示の多いものを持ってきていますけれども、右のほうにありますように、「コーン（遺伝子組換えでない）」とか、

「ばれいしょ（遺伝子組換えでない）」とか、下のほうに行って割合的には少ないのですけれども、「大豆（遺伝子組換えでない）」という表示をしています。

(PP)

次に、2番目、3番目のガイドラインです。先ほどふれました組換えDNAの検出ができない場合についても表示をしている例ということで、植物油やコーンフレーク等についても表示をしています。こちらは主な原材料ということで、上位3位でかつ5%以上のものに限って表示をしています。また、「遺伝子組換えでない」場合も省略せずに表示する、つまり両方を表示するというようにしています。

二枚の写真で比べてください。ちょっとわかりにくいかと思うのですが、上が「なたね油（遺伝子組換えでない）」と書いてあるかと思えます。下は同じ商品なのですが、「なたね油（遺伝子組換え不分別）」としてあります。ですので、上が遺伝子組換えでない油を原材料に使っていて、下は不分別のものを使っていますということで表示をしている例です。

この表示については事前に委員の皆様からお問い合わせ、御質問をいただいていたので、ここでお答えしておきます。原料として国産品を使用されているのかというお問い合わせがありました。特に国産と限っているわけではなくて、あくまでも遺伝子組換えでないということです。国産であるかどうかというのはまた別ということになっております。

どのようにトレースしているかという御質問もありました。これはIPハンドリングといわれる書類での管理、確認ということにしています。商品をつくる際には、商品仕様書というものを製造メーカーさんと取り交わしますので、それに沿ってやるということと、品質管理の一環で製造時の工場点検や資材の使用状況の確認などに行きますので、そういうときに一緒に管理することになっています。

私どもは、ずっとこの商品をつくっていますので、工場の点検をしたり原材料の確認をしたりすることはルーチンとして商品の管理の中に位置づいています。その中の項目の一つで入れているということですので、このことだけで確認に行ったり、特別なことをするわけではありません。したがって、このことだけでものすごくコストをかけて確認・管理をしているという現状では、今はありません。ただ、今までこうした管理をやっていないところがこれからやろうと思うと、それはまた新しく仕組みをつくらないといけないのでコストはかかると思います。私たちの場合は、確認のコスト自体は今時点では全体の中に吸収されている状態であると理解しています。

また、二つの商品のうちどちらが売れているのですかという御質問をいただきました。二つの商品を全く同じ条件で売っているわけではありません。生協の場合は宅配が多いのですが、宅配の場合ですと、カタログの紙面に載る頻度とか、載る場所とか、そのときの価格とか、あとは量目とか、当然季節とか、いろいろなことがあるので、一概にどちらが売れていると比較はできません。そのうえで、年間の供給の量で言いますと不分別のものの方が売っています。これはやはり値段的には不分別の方が安いというのものもあるかと

思います。

ただ、カタログの紙面にも当然、不分別とか遺伝子組換えでないとかというものの表示をしていますので、高くても「遺伝子組換えでない」と書いてあるほうをわざわざ選んでいらっしゃる方もいらっしゃるのだと思います。商品のラベルにももちろん書いてありますが、カタログの紙面でもこの情報は表示しており、買うときにわかるようにしているということです。

ただ、遺伝子組換えでないというものを買われた方が全部そこだけを見て買ったかというのは私たちも検証のしようがありません。たまたまそのときにこのドレッシングが切れていて、そのタイミングで扱いがあったので買ったという方も当然いらっしゃると思いますので、「遺伝子組換えでない」という表示の効果については挙証はできないのですけれども表示をした上で売っているということが大切だと考えています。

また、当然両方つくってほしいとか両方置いてほしいという御意見もあるので、遺伝子組換え不分別か遺伝子組換えでないかというのは、関心事項としては一定程度あるのではないかと考えています。

(PP)

それでは、このガイドラインの設定をした当時の背景を少し紹介します。国の制度で表示の対象品目からしょうゆや食用油が外れたということで、このときに、科学的には検証できないものであるため、これらを今すぐ全部国の表示の義務とすることについては、私たちとしては言い切れなかったのですけれども、検査の技術が進むのであれば義務対象に切りかえるべきだろうという立場で、それまでの間自分たちでできるところは表示しようということでやってきております。

このとき、社会的検証で表示を義務づけることも主張してはどうかと検討はしたのですが、条件の整備とか、コスト、これは社会的なコストですね。単にメーカーさんがコストを負うというだけではなくて、表示をしてそれを点検して運用するということは、社会的に非常にコストがかかることだということは認識をしておりますので、その時点の条件の整備からすると、社会的検証では困難性が高いのではないかと判断して、義務化という主張はしていませんでした。

ただ、表示対象として除外された部分についても、消費者の選択のためには積極的に表示をしていくべきだろうということで、科学的及び社会的検証の仕組みが整ってくれば、義務対象として拡大していったらいいということも、このときにあった考えだと思っています。

次に、現在、こういう表示をしていて実際にどんなお問い合わせの状況かということについてお話ししておきたいのですが、資料に2015年度のデータを示しています。私どものお問い合わせセンターにいただいたお問い合わせの数で、年間全体4万4,000件ほどになっているのですが、遺伝子組換えということに関する表示は、このときは190件でした。これを多いと見るか少ないと見るかはわかりませんが、こういう数字でした。なお、このうち

の半分ぐらいはこの言葉の意味を聞くということで、特に「不分別」ということが、先ほどもわかりにくいという話がありましたが、これはどういうことですかという御質問が半分ぐらいだと聞いております。

(PP)

表示をしている立場からですと、消費者が「表示をしていないということは遺伝子組換えでないこと」と思っているケースはやはり多いのではないかと思います。油については、特にコープでは表示をしている、「不分別」という表示も結構多いです。それに対してほかのメーカーさんのものでは表示されていない、ということでお問い合わせが結構あつたりします。ですので、やはり表示をしていないことが遺伝子組換えでないという誤解をされているケースは多いのではないかと感じると思います。

(PP)

遺伝子組換え表示がなぜ必要かということについて、私どもも十分に議論を尽くしているわけではないのですが、商品を選択するときの一つの必要な情報なのだと考えています。

食品の安全のための表示かということについては、安全性担保の仕組みはこれは別途きちんと機能しているという前提です。当然世の中に流通するものが安全でなくては困りますので、その部分はきちんと別のところでやっていただくという前提で、これは商品が出回るという前提のお話ですので、出回っている以上、基本的には安全だということ、そこを出発点にしないと表示の議論としては間違ってくるのではないかと思います。もしそうでないとするならば、きちんと安全なものを出してくださいと申し上げたいです。

(PP)

そのように考えると、選択のための表示ですので、例えば、アレルギーのように、それがないと重大な健康影響が出るというものと比べたときの表示の優先度とは違ってくるのだらうとは思っています。どういう優先度で考えるかということは、まさに制度設計の中でこの問題に対してどれぐらいの重みづけを社会として与えるのかという議論になるのではないかと思います。

(PP)

ただ、現状としては、先ほども申し上げましたが、選択のための情報とはいえ、余りこの表示自体が目につくことがないこととか、不分別といった表示が全体に見えない、遺伝子組換えでないことは皆さん表示されるのですけれども、不分別ということを表示されることが少ないので、比べて選ぶという、ここで言う選択のための情報ということという、機能としては十分に機能しているとは言えないのではないかと思います。

(PP)

先ほど油の例なども申し上げましたが、消費者が理解していることと実態とのずれはやはりあるのではないかと思います。ですので、この部分についてのずれの対応、消費者の理解とのずれについては何らかの対応が必要なもので、このままの表示の制度でオーケーですよ、とは私どもも言えないです。検討される以上は何かよい方向にさせていただき

たいと思っていますので、丁寧に議論をしていただきたいと思っています。

法律が施行されてから17年が経過しているのですけれども、特に原料調達的事情は非常に変わっていると思います。これはグローバル化しているということもあるでしょうし、技術的に進んでいるとか、管理の面で進んでいるという面もあるでしょうし、逆に難しくなっている面もあるかもしれません。このあたりの原料調達の事情とか実態について、きちんとした情報が必要なのではないかと思っています。

(PP)

また、表示の文字数がどうしてもふえていくことになりますので、ここをどう見るかというのは非常に難しいです。表示が書いてあったほうがいいということもあるのですけれども、私どもも字が多いとか小さいとかというお問い合わせ、そういう御意見は本当に多いので、なかなか悩ましいところだと思っています。当然、消費者自身ももっと十分に理解するための普及啓発も必要かと思っています。

(PP)

各論について、細かいことなのですけれども、論点になっている点についてコメントさせていただきます。1つ目は、表示をする、しかも義務で表示をすることになりますと、これはきちんと検証できるということは必要不可欠だろうと思っています。私どもは任意での表示はしているのですけれども、このあたりはどこまで検証が可能なのかということです。これは別に検査ということだけではなくて、社会的な検証も含めてどんなふうに必要なのかということをはっきりさせた上で、どこまで表示するのかということを決めたほうがよいのではないかと思っています。

(PP)

対象品目の拡大ですが、少なくとも検出が可能なものについては表示する、という点については異論はないのではないかと私どもとしては思っております。

(PP)

表示対象原材料です。どこまで表示するかということで、関係のあるものは全部表示という意見も当然あり得るかと思うのですが、見ていただいてわかるように、これは3つ表示しているだけでも相当字数が多くなっていて、例えば、この後も下までずっと表示するかというのは、表示のスペースとか見やすさとかということの関係では、全体とのバランスも必要と思います。多分ほかの表示の改定の議論などもあると思いますので、最終的に表示が全体でどうなるのかということの中で考えないと、この部分も入れます、この部分も入れますと個別にどんどん入れていって字数が多くなるとか、わかりにくくなるとか、あるいは本当に優先度の高い情報が埋もれることになるというのでは、よくないと思うので、そこはやはり全体の中での判断かと思っています。

今回の進め方はこのように個別にされているので、トータルでの表示そのものの議論はどこかでもしかしたら必要なのかなと思います。一元化のときもその議論はされているのですけれども、何年かたったところでまたそういうものも必要かと思っています。

(PP)

それから、意図せざる混入率ですが、この点は正直に言って私どもも何パーセントだったらいのかというのは申し上げられないのですけれども、これを引き下げた場合にどうい影響があるのか。社会的な影響とか、それを何パーセント以下と保つための実効性、どれぐらいの社会的なコストがかかるのかという議論が必要と思っています。

5%だったらいのか、3%だったらいのかというのはなかなか難しく、やはり入っていないという表示、そういう実体を求められる方も多い気もしますので、そのあたりのニーズを理解することも必要なのではないかと思います。

いずれにしても、こういう管理をしたり表示自体をすることで、それを制度を運用していくことのコストは、最終的には私はなんらかの形で消費者が支払わざるを得なくなってくるものだと思います。最後には何らかの形で消費者に回ってくるものだと思いますので、そういう意味では、私たちというか、より多くの消費者の方が、社会的なコストをこれにどれだけかけたいと思うのかということになってくると思います。より多くの方の意見、消費者の方が、今、どういうことを重視して知りたいと思っているのかということについては、もう少し情報が必要なのではないかと思います。先ほど私どものお問い合わせの実態をお知らせしましたが、多分それだけではないと思います。

私からは、以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

続きまして、瀬瀬様、お願いいたします。

○瀬瀬氏 日本消費者連盟の瀬瀬です。

私は、手元の資料だけで、特にパワーポイントは使いません。

私たち日本消費者連盟は、1996年に遺伝子組換え作物・食品の輸入が始まることが決まった当初から、遺伝子組換え反対運動をしてきました。今もしております。その運動の中で、せめて表示くらいはしてほしいということで、表示を求める運動も当初からしました。

最初に、「1. 消費者は遺伝子組み換え原料の使用の有無を知りたい」ということについて、述べたいと思います。

遺伝子組換え食品が出回るようになって約20年がたちます。当初、遺伝子組換え表示の制度はありませんでしたが、消費者からの表示を求める声を受ける形で2001年に表示制度ができました。しかし、残念ながら現在の遺伝子組換え食品表示には問題が多く、消費者は表示制度の改正を求めています。自分が食べているものに遺伝子組換え作物が原料として使われているかどうか知りたいという消費者の声は依然として大きいと思っています。

それでは、消費者はなぜ遺伝子組換え食品かどうかを知りたいのか。それは、遺伝子組換え食品を食べたくないと思っているからです。この検討会は表示制度に関する検討会ですけれども、やはり最初に一言だけ申し上げておきたいと思っています。私は、一消費者として、遺伝子組換え食品の安全性に疑問があるので、遺伝子組換え食品を食べたくないと思っています。私と同じように、遺伝子組換え食品は不安だから食べたくない、家族にも食

べさせたくないと思っている消費者はたくさんいます。

先ほども申し上げましたけれども、消費者は遺伝子組換え食品かどうかを知りたいと思い、表示制度の改正を望んでいます。そのような声を受けて、日本消費者連盟は、他団体とともに、過去、遺伝子組換え表示制度の改正を求める署名活動をしました。ここ10年を見ますと、2007年と2015年に行いました。

2007年のときは、遺伝子組換え食品表示の法改正を求めますという署名活動で、そこでは3つの要求をしました。1つ目、全食品を遺伝子組換え表示対象とすること、2つ目、意図せざる混入の許容率を引き下げること、3つ目、動物用の飼料も表示することの3つです。このときは約16万8,000筆の署名が集まりました。

最近では、2015年秋に、全ての遺伝子組換え食品に表示を求めますという署名活動をしました。そのときの要求事項は2つあります。1つが「全ての遺伝子組換え食品・飼料への表示の義務化」、もう一つが「意図しない混入率はEU並みの0.9%未満」です。この署名には約19万8,000筆が集まりました。

現在の遺伝子組換え表示制度は十分でない、改正してほしいという消費者の声は依然として強いと考えています。

それでは、現行の遺伝子組換え表示制度のどこに問題があるかについて述べたいと思います。

現在の遺伝子組換え表示制度の問題を一言で言えば、消費者の知る権利、選ぶ権利を保障していないということです。遺伝子組換え食品を買いたくない、避けたいと思っても、現在の表示制度ではほとんど役に立ちません。それでは、何が問題なのか、具体的に3つ挙げたいと思います。

1つ目は、表示義務の対象品目が限られていることです。現在、表示が義務化されているのは8つの作物と、その8つの作物を原料とする加工食品のうちの33食品群です。これを多いと考えるのか、少ないと考えるのか。私は少ないと考えます。

なぜなら、私たちのふだんの食生活はこの33食品群だけでは決して賅えないからです。スーパーなどの食品売り場で遺伝子組換えであるという表示を目にすることはありません。それでは、日本で遺伝子組換え食品が出回っていないのかというと、決してそんなことはありません。「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」という市民団体は、遺伝子組換え食品を避けるためのチェックシートをつくっています。それによると、多くの加工食品に遺伝子組換え原料が使われている可能性があることがわかります。

一方で、義務表示の対象である豆腐や納豆には、遺伝子組換えでないと書いてあるものが多いです。そのために、それらを選んでいる消費者の多くは、自分は遺伝子組換えでないものを選んでいるから、遺伝子組換え食品は食べていないと思っています。つまり、これは誤解しているということです。

例えば、ふだんの料理に欠かせないと言ってもよい油、つまり、食用油は義務表示の対象ではありません。4月26日の第1回検討会で、消費者庁さんから提示された資料の中で、

日本における大豆の用途別仕向け量がありました。それを見ますと、7割弱が搾油用となっています。この7割弱には、非遺伝子組換え大豆も入っているようですが、国産も含めた非遺伝子組換え大豆はほぼ全量、遺伝子組換え表示義務のある食品、例えば、豆腐や納豆などに使われていると考えられるので、大豆は7割近くが油になっていると考えられます。しかし、ふだんの料理に使っている油が遺伝子組換え大豆からつくられていることを知っている消費者は少ないです。それは表示がされていないからです。さらに、表示義務の対象品目でも、食品の全重量に占める割合が上位3位までで、かつ、全重量の5%以上でなければ表示する義務がありません。例えば、子どもの食べるビスケットなどのお菓子里にコーンスターチが使われていることがあります。コーンスターチは義務表示の対象品目ですが、そのお菓子の原材料の重量に占める割合が4位なら表示しなくてもいいのです。これが現在の表示制度です。端的に言えば、遺伝子組換え原料を使っている、表示しなくていい食品がほとんどであるということではないかと思えます。

2つ目の問題点は、意図せざる混入の許容率が高過ぎることです。現在、日本では分別、生産、流通管理がきちんと行われる場合でも、一定程度の遺伝子組換え原料の混入は避けられないとして、5%までなら意図しない混入として許され、しかも「遺伝子組換えでない」と表示することができます。例えば、4%遺伝子組換えベースがまじっている豆腐にも、それがきちんと分別管理されていれば「遺伝子組換えでない」と表示できてしまいます。これはどう考えてもおかしいと思えます。管理をしても一定量はまじってしまうのが現状だとしても、遺伝子組換え原料が入っているのに「遺伝子組換えでない」と書けるのは納得できません。「遺伝子組換えでない」と表示してあれば、それを購入する消費者は、この食品には遺伝子組換え原料は入っていないと思うのが普通です。5%以下なら「遺伝子組換えでない」と表示できる現在の制度は、消費者を誤解させるものです。この意図せざる混入率は、韓国は3%、オーストラリア・ニュージーランドが1%、EUが0.9%です。日本の5%は明らかに高過ぎます。

3つ目の問題点は、「遺伝子組換え不分別」という表示です。不分別とは、文字どおり分別していないということだと思いますが、そう表示してあった場合、この食品に遺伝子組換え原料が使われているのか使われていないのか、この表示の意味するところをきちんと理解している消費者は少ないと思えます。第1回検討会での消費者庁さんの資料、遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査では、「不分別」表示を知らない人が半分以上でした。それ以外の約2割の人は、ルールがあることは知っている程度でしたから、ルールの内容を正確には理解されていないと言っているのではないのでしょうか。表示というのは、表にあらわす、外部にあらわし示すことです。消費者がその表示を見て理解できなければ意味がありません。「遺伝子組換え不分別」は消費者を惑わす曖昧な表示の何物でもないと思えます。

以上のように、現在の遺伝子組換え表示制度には多くの問題があることはわかっていただけたと思えます。

それでは、私たち消費者はどんな表示制度を求めているのか。

とても簡単なことです。遺伝子組換え原料を使っているか使っていないかがわかる表示です。具体的には、全食品と飼料を義務表示の対象とすること、意図せざる混入率はEU並みの0.9%に引き下げることです。私たち消費者は、購入しようとする食品に何が入っているのか表示からしか知ることができません。

法学者で消費者法を研究されていた正田彬さんは、「消費者は、事業者が提供する情報、すなわち表示によって商品・サービスを認識する以外に方法がない。この点において、消費者は全面的に事業者による表示に依存せざるを得ない立場にある」とおっしゃっています。消費者には、正しく必要な表示をさせる権利があると考えます。また、正田先生は、事業者が行う商品・サービスについての『正しく必要な表示』は、消費者が商品・サービスを正確に認識するために行われるものである。消費者に対するサービスとして行われるものではないともおっしゃっています。

食品に関する情報を把握しているのは、事業者の方々です。情報量という点において、事業者の優位性は疑う余地がありません。情報は圧倒的に事業者の方たちが握っているのです。この情報の格差を埋めるのが表示だと思います。決して難しいことを言っているわけではないと思います。遺伝子組換え原料を使っていたら、「遺伝子組換え」と表示する。ただそれだけです。

冒頭で、遺伝子組換え食品を食べたくない理由は、安全性に問題があるからだ、遺伝子組換え食品に不安があるからだと申し上げました。食べたくないと思ひ、それを避けたいと思ひ、表示を見て選びたいと思ひ、これは消費者として当然のことだと思います。

消費者には、知る権利があります。遺伝子組換え原料を使っている、「遺伝子組換え」と表示する必要のない現在の制度、さらに言えば、遺伝子組換え原料がまじっていても、意図せざる混入なら「遺伝子組換えでない」と表示できる現在の制度は明らかに消費者の権利を侵害しています。EUでは、全食品を表示対象にし、意図せざる混入も0.9%未満としています。EUでできていることが、なぜ日本でできないのでしょうか。先日、ある国会議員の方も同じことをおっしゃっていました。EUでできてどうして日本でできないのか。できないことを前提に表示制度を考えているとも指摘されていました。日本はEUに比べて食料自給率が低いから事情が違うと言うが、それは理由にならないともおっしゃっていました。私も、そう思います。

食べものは、私たちの体をつくる大切なものです。“いのちの糧”である食べものの由来を知りたいと考えるのは当然のことではないのでしょうか。現在の遺伝子組換え表示制度は、消費者の知る権利、選ぶ権利をないがしろにしていると言っても過言ではないと思います。改めて、全ての食品と飼料を表示義務の対象とし、意図せざる混入率を0.9%未満に引き下げることが求めます。ぜひ消費者の権利を保障する表示制度にしていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○湯川座長 ありがとうございます。

続きまして、森田様、お願いします。

○森田氏 本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。消費生活コンサルタントの森田です。

遺伝子組換え食品の表示について、2つの観点から。まずは、現在の表示の状況についてというレビューをした後で、どのような表示制度が望ましいかということについて意見を述べたいと思います。

まず1枚目ですが、遺伝子組換え食品の現状につきまして、現行制度の義務表示をほとんど見かけないということです。これは、今までの方もおっしゃったとおり、義務表示である、例えば、お豆腐、納豆のようなものに「遺伝子組換え不分別」という表示を見ることはありません。そこで見るのは、任意表示の「遺伝子組換えではない」という表示であり、任意表示の非組換え表示とともに、一部の事業者が自主的に取り組んでいる不分別表示ということだと思います。先ほど生協の方がお話しされていましたが、生協の組合員であれば、カタログの中から遺伝子組換え不分別のものと遺伝子組換えではない、例えば、なたねでしたら、価格が倍ほど高いようななたね油を選ぶこともできます。ですから、ここに書いてあるのは、消費者が現行の表示制度を理解していれば、今、任意表示のものから選ぶことは可能だということです。これは生協だけではなくて、流通の中の一部でも情報開示をしているところがあります。ところが、現状は表示制度の理解度が低く、これは前回の消費者庁のアンケートでも3割程度ということでもかなり低いことがわかりました。そして、消費者の選択は困難な状況にある。これは今までの方々が言ったことと同じ意見です。

次ですが、任意表示「遺伝子組換えではない」という表示ばかりが目立つわけですが、そのことによって誤認を招くことがある。EUでは「遺伝子組換えではない」と表示するために、意図せざる混入とは別にさらに厳しい混入率、ドイツでは0.1%未満、韓国では0%など、意図せざる混入率と別のスタンダードが設けられています。しかし、日本は5%で、それが同一です。その5%以下であれば非組換えと表示できてしまうので、5%近くも入っているのに「遺伝子組換えではない」と書いているようなものを選ぶ。そういう意味で誤認を招くことがあるという問題があります。

義務対象の33加工品以外の任意表示の妥当性は、今、店頭を見ますと、例えば、しょうゆでも義務表示品目ではないけれども、「遺伝子組換えではない」と書いてあるしょうゆや油、異性化糖、そういうものがありますが、先ほど二村さんのお話にあったように、義務表示ではないので、確認はそんなにコストがかかっていないということでしたが、これでもし義務表示になった場合に、どのように、どこまで調べるのか。もう一つは、例えば、任意表示のために、事業者によって書けるものだけを書いているけれども、商品によって表示方法がばらばらだったりする。例えば、生協の商品などは、油やしょうゆと先ほどからおっしゃっていましたが、異性化糖とか、そういうものには商品によって書いて

いなかったりするものもあります。それだけ全てのものに義務化をするというのは実行可能性のハードルが高いということですし、確認の手法がいまだよくわかっていないというところが問題ではないかと思えます。

次のページをあけていただきますと、遺伝子組換えで店頭で見かける表示ということで、幾つか挙げられます。遺伝子組換えというのは現状はほとんど見かけないのですけれども、一時期パイアの遺伝子組換えのものがありました。不分別のものは、これは義務表示ではほとんど見かけないのですが、輸入品の一部で出ているものがあります。それから、遺伝子組換え不分別の表示をよく見るのは、例えば、油、生協の油などがそうですし、主要原材料ではなくても、添加物でごく少ない量でも、一部のPB商品で自主的に表示をしているものもあります。また、遺伝子組換えではないという任意表示のほうの3つのカラムを見ていただきますと、お豆腐とかはとてもよく見かける、納豆とかみそとかはいろいろ見かけます。東京都では、たしかマークもありました。このマークはほとんど見かけませんが、こういったマークをつくった時代もあったということです。

組み換えられたDNA等が検出できない任意表示のものは、しょうゆ製品のメーカーのものなどもよくこれは見かけます。それから、一部のPB商品で主要原材料ではないものということで、これもごくわずかな添加物のようなものとか、そういうものでも遺伝子組換えではありませんという表示をしているものがあります。例えば、「サラミソーセージ（とうもろこし）」と書いてあるのは、サラミソーセージだけだと何が遺伝子組換えなのかがわからないので、何が由来かというのをこのように書かないといけなくなるという事例かと思えます。このように、店頭では任意表示でも、実は組換えでないというもの、不分別表示にも積極的に取り組んでいる事業者もいます。

なので、全く選べないかというのと、そこから選ぶこともできるような状況にある。この20年で義務表示以外で不分別の表示のものをやっているものもあるということです。

続きまして、現状ということで、諸外国との比較になります。日本とEUと韓国で、これは前回も消費者庁さんがつけてくださったので、細かいところは省きますが、これも4行目のところの表示が免除される意図せざる混入率というところと、一番下のNon-GMO表示が認められる閾値というところ、この2つを見ていただければと思います。

例えば、EUだったら、0.9%で、それとは別に遺伝子組換えではありませんと表示をするためには、0.8%では遺伝子組換えではないとは書けず、例えば、ドイツだったら0.1%未満のもの、例えば、有機とか、そういう特別な流通をしたものでなければ認められないとなっています。これは実は韓国、オーストラリアでも同じで、遺伝子組換えではありませんという表示に対して、それが消費者を誤認させる。遺伝子組換えではないと書くことによって、やはり遺伝子組換えが悪いということもありますけれども、これは入っていないのだということで、例えば、それが5%近く入っていても、日本では認められてしまう。そういう部分が一つ問題としてあるかと思えます。

続きまして、消費者にとってどのような表示が望ましいかということです。

表示には、幾つかの目的があると思います。食品表示法でその目的を書いておりますが、それは「食品を摂取する際の安全性の確保」と「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」があります。二村さんの資料にもありましたが、安全性の確保が優先します。遺伝子組換え食品表示は後者に位置づけられますが、現行制度では、それでも選択の機会は十分に確保されていないと考えます。その観点から、義務表示対象品目の各台の検討が求められるということで、これから検討されることですが、その際は実行可能性など、食品表示一元化検討会の報告書の基本的な考え方、次のページにそれを示しますが、それを踏まえるべきであると思います。ちなみに、私は一元化検討会の委員でありました。山根さんと御一緒させていただきました。

2番目、正しい表示・検証可能な表示、もちろんいろいろな表示があったほうがいい、選択のために表示はあったほうがいいのですが、その表示内容に偽りがあったり、きちんと検証できる表示でなければ、偽装表示の源になってしまいます。ですので、正しい表示であることはとても大事です。

誤認を招かない表示も大事だと思っております、現行の意図せざる混入率の5%で「遺伝子組換えではない」と表示ができるということで、新たな混入率を別途検討することができるかどうか。それは実態を踏まえた上で検討が必要ではないかと思えます。

わかりやすい表示も、食品表示一元化検討会の中でとても大きなテーマとしてきたところですが、食品表示は、「消費者にとって見やすく、その内容が理解しやすく、消費者が活用できること」が望ましいと考えます。

続きまして、次の一元化検討会の報告書のことを振り返りたいと思います。一元化検討会では、ここではいろいろな検討をしましたが、これから新しく義務表示を加えていくときに、幾つかの点を押さえた上で義務表示を検討するというをそこに書き込んでおります。

まず、1つ目です。食品の安全性確保にかかわらない事項については、この点については、先ほど二村さんが安全性の事項が優先すると言いましたが、そこは安全性のところを優先した上で、そうではなく選択のところで表示を義務づけることを検討するに当たっては、個々の消費者にとっての重要性は、消費者によって異なることを留意すべきである。消費者にとっての表示の重要性は個々によって違います。個々によって違うものについて、表示を全てのものに義務化するとどうということになるかということを考えるべきだということです。表示にはコストがかかり、その情報を求めている者がコスト増を負担することになる。結局は、義務表示にすることでさまざまなコストがかかることを、その情報を求めている消費者が負担することになる。このため、消費者にとってどのような情報が必要か否かはよく検証することが重要だと思います。こうした消費者の表示ニーズという点があります。

もう一つ、表示を義務づける以上は基本的に規模の大小を問わず全ての事業者が実口可能なものであるか否か、また、表示内容が正しいか、事後的に検証可能であるか否かの検

討が必要であると言っています。実行可能性と検証可能性です。

3つ目、消費者への情報提供を充実させていく上で、商品の容器包装だけの表示ではなく、代替的な手段によって商品に関する情報提供を充実させたほうがよいのか、検討する。これも容器包装の表示ではなくほかの手段ということで、消費者の表示ニーズとか、そういうことに合わせてそういう検討も必要であるということです。

それから、事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか、監視コストはどうか、社会コストなど、総合的に勘案した上で、消費者のメリットとデメリットをバランスさせていくことが重要であると、検討会の報告書では書いてあります。この点をよく考慮した上で検討していただきたいと思います。

表示内容が正しいかどうか、事後的に検証可能かどうかということについてですけれども、まずは、意図せざる混入率の5%を引き下げたときに、5%をどこまで引き下げるかはこれから皆様方委員の方々が検討するかと思います。その場合、検証できるかどうかということをよく検討していただきたいと思います。日本は、EUと異なり、GM作物の輸入量が多く、混入率も高い。引き下げた場合に、混入率が正しいかどうかを確認するために、定性検査と定量検査を組み合わせる必要がある。スタック品種がふえる中で、事業者の実行可能性はどの程度か。現実的な監視・執行は可能か。20年前にこの表示制度が検討された当時は、スタック品種というものもなかったわけですし、これだけGM農作物の輸入がふえるということも考えられていなかったと思います。その点で、今後、引き下げた場合の検証は可能かどうかという点も考えていただきたいと思います。

最終製品で組み換えられたDNA等が検出できない食品について表示する場合の検証をどうするか。油やしょうゆなどは、今はIPハンドリング証明書とともに、原料段階の検証がどこまで必要となるのかということで、例えば、原料段階で、荷物、貨物の中からそういうことができるのか。IPハンドリング証明書は、例えば、アメリカの場合などはあるかもしれませんが。アメリカ・カナダの場合ではなくて、例えば、中国とか、そういう国で新しくGM農作物をつくったときのような場合に、IPハンドリング証明書だけではだめですね。原料段階でどのようにしていくのかということが重要になっていくと思います。

それから、IPハンドリング証明書はどこまで入手可能か。この有無がポイントとなりますが、ここで非栽培国で新たに証明書発行が必要となる場合がどのぐらいあるのか。国際貿易上でこういった証明書の発行が可能か。内容の検証はどうなのか。こういった点も含めて検討いただきたいと思います。

続きまして、「わかりやすい表示という点から考えると…」ということで、あるアイスキャンディーがあるのですが、現行の新基準に沿って、このような表示のものを見つけました。これを実際にEUのように全て表示するとどうなるかということを考えてみました。今、原材料の重量順第1位は原料原産地表示も義務づけられていますので、砂糖だと「国内製造」となりますし、この場合、例えば、てんさいだったら「遺伝子組換えではない」とか、異性化糖などもそうですけれども、例えば、異性化糖は国内製造だけれども、遺伝

子組換え不分別といったものも出てくるかもしれません。こうやって全てのもので考えて表示をしていくと、倍以上の文字が必要になっていきます。果糖ぶどう糖液糖、水あめ、砂糖、植物性たんぱくなど、生協さんの商品だと油、しょうゆが目立つのですけれども、ほかにもたくさん品目があるはず。この品目が大幅にふえること。特に液糖などでは原材料名だけではどの作物がGM表示かわからないので、括弧の中でどれが遺伝子組換えなのか、どれが遺伝子組換え不分別なのか、とうもろこしのように情報提供が必要となり、原材料の中身を展開して、「とうもろこし（遺伝子組換え不分別）」などと表示をしなくてはならなくなるので、大変長いものになります。そして原料原産地表示の義務化もあって、原材料の括弧の中がただでさえ複雑だと、アレルギー表示もあり、まとめ表示もある中で、さらに複雑になってわかりにくくなるのではないかと思います。

わかりやすさというところは、表示では重要なところだと思います。

食品表示法の基本理念ということで、第3条の基本理念は、食品表示の適正確保のために消費者基本法に基づく消費者の権利の尊重ということになります。消費者の権利が全てではなく、消費者の権利がいかに尊重され、そして、自立の支援を基本とするかというところが2つのこの文章の中に盛り込まれているところです。一方で、食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮する。それも食品表示法の基本理念の中に書いてある部分です。その2点を含めて、この基本理念に沿って検討していただきたいと思います。

まとめ、遺伝子組換え食品表示をどう見直すか。

対象品目に関しては、表示の信頼性、実行可能性、事後検証性、国際整合性、国際整合性でも確かにしょうゆや油はEUは表示となっていますけれども、韓国やオーストラリアは対象になっておりません。そういったことも含めて、これまでどおり組み換えられたDNA等が検出されるものを原則としてはどうかと考えます。

また、意図せざる混入については、十分に検討していただきたい。

「遺伝子組換えでない」と表示する混入率に関しては、消費者を誤解させないという観点から、新たに検討項目と加えていただければどうかと思います。

そうは言っても、現行の表示制度は、消費者が選ぶということにおいては、義務表示のものが選べず任意表示のものばかりを選ぶということですし、遺伝子組換えではないものばかりと誤認させることは確かにそうですので、消費者の選択の機会をふやすということで、事業者の自主的な取り組みを促すようなガイドライン、例えば、かつての農林水産省が定めた外食の原料原産地表示ガイドラインのように、事業者が取り組みやすい共通ルールを定めるものということを検討してはどうかということを提案します。

表示は容器包装だけではなく、問い合わせ対応、インターネット、電子コードの利用など、表示以外の代替方法ということで、新たな情報提供のあり方の可能性も探っていただきたいと思います。

最後に、食品表示法の基本理念にある「消費者の自立の支援」のためには、表示を見て

活用できるような消費者教育が必要だと思えます。あわせて、安全性に関してもやはりリスクコミュニケーションが必要なのではないかと思います。安全性について不安に思うということで、そういう意見をお聞きする中で、遺伝子組換え食品に関しては、この表示制度ができた当時は、この表示制度ができてから食品安全委員会の安全性評価の仕組みができ、飼料もきちんと調べられるようになり、環境に関しても安全性が確保されるようになっています。しかし、その後のそうした環境、試料、食品としての安全性がどのようにリスクアナリシスをされているかというのは、なかなか今は伝えられていないように思います。そういった面も含めての情報提供も重要だと思えます。

また、表示の見方、どうしても表示がわかりにくい表示ではあるということですから、表示制度に関する啓発も重要になってくると思えます。

以上です。どうもありがとうございました。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思えます。

今、4名の皆様からお話しいただいた内容について、御質問でも、どのような御発言でも結構です。どなたからでもお願いいたします。

今村委員、お願いします。

○今村委員 幾つか事前に質問させてもらっていたと思うのですが、まずは、最初は山根さんにお答えいただいたと思うのですが、値段が上がる、IPハンドリングをするとどうしてもコストアップするのではないかという実感があって、とうもろこしの際にも実際に値段は上がって、Non-GMの値段は上がっているということがあったので、これはIPハンドリングをして徹底的にGMとNon-GMを分けていくとすると、その分コストが上がっていくと思うのです。それを企業に吸収していくというのはなかなか難しく、どれぐらい値段が上がっても消費者は買うのだろうかというのが一番気になるところなのです。

その上で、これを義務化して厳しくすればするほど、GMを食べたくないという人以外の人、GMでも構わないよという人の食べるものの値段は上がっていくという連動するような関係にあって、それをどれだけ社会全体の中でGMを食べたくないという人の割合がいるのか。それはその結果として食べても構わないという人たちのコストアップに近づいていっているのかということが、1つ疑問に思うのです。

もう一つ、5%がいいか悪いかということが全体にこの議論としてあったと思うのです。5%自身は高いとは思いますが、3%、1%に下げていったら、だんだん守れなくなるという状況があると思うのです。実行可能性があるかどうかということと、例えば、IPハンドリングをしたとしたら、IPハンドリングをしている人、その国ではかったら3%以下でしたというものが、日本に入ってきてはかったら3%以上でしたということが結構起こってくるだろうと思うのです。その場合に、それでひっかかったものは誰がコスト負担をするのでしょうかということが気になります。それは事業者の負担と考えるのか、それは輸出した側の問題と考えるか、それは日本でひっかけたのだから日本で補償しろとい

う話なのかというのを、全体の議論の中でそういうことが私は大変気になりましたので、お答えいただける範囲でお答えいただければと思います。

○湯川座長 特にどなたにですか。

○今村委員 前段は山根さんにお答えいただいたので、その続きの部分ということでお答えいただければと。

○湯川座長 わかりました。コストあるいは5%という意味では瀬瀬さんもお話しいただいたかと思しますので、山根さん、瀬瀬さんの順でお願いします。ほかの方も、もしコメントがあればお願いします。

○山根氏 まず、遺伝子組換え表示は、多くの消費者が充実させてほしいと願っていると確認をしております。最近、特段アンケート調査等は実施しておりませんが、かつての一元化検討会のときにも、速やかに見直ししてほしいという声がたくさん届きました。日本の義務表示の対象が少ない、意図せざる混入率が高過ぎるのではないかといった声が届いておりました。今、始まった検討会への注目度の高さも感じていますし、知りたい情報なのだから、きちんと事業者に応じてほしいというのが消費者の希望だと認識しております。

ただし、コストがかかるということは必ずこういったところで意見として出てくるわけです。今も上がると思うという御発言でしたけれども、きちんとそれも検証して私たちにも示していただければと思います。大体2割上がるという具体的な数字も耳にしたのですが、どのような試算なのかも教えていただきたい。仮に新しい仕組みが必要で、新しいIPハンドリングの仕組み構築にお金がかかってということであっても、消費者の希望としては、商品に価格を吸収していただきたい、事業者に吸収していただきたいというのは願うところであります。遺伝子組換えのものとそうでないもので価格差があるということで、それを消費者が理解して望むほうを購入するということも、きちんと目に見える形でできるのであれば、それもありがたかと思えます。

5%ルールのことですけれども、これを輸入先と輸入元で数字が変わったときに、誰がコスト負担をするのか。それは私どもが答えることではないのかなと思います。とにかく厳格な管理ができないものが行き来することについてとても不信感を持ちますし、表示の徹底とともに、きちんとした厳格な管理ができる。当然のことだと思いますので、そうした方向で議論を進めていただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

瀬瀬さん、いかがですか。

○瀬瀬氏 最初に、コストアップの件ですけれども、山根さんと重なる部分ですが、どの程度アップするのかというのは私たちにはわかりません。消費者はそういう情報は全く持っていません。もしそういう議論をするのであれば、それは企業の方たちが計算されて、この程度上がるかもしれないということを提示してもらうことが必要だと思います。

例えば、2割までならオーケーですと消費者が仮に言ったとして、それだけ上げられて

しまうのではないかという懸念もあります。実際は2割ではなくても、その情報を私たちは知ることができません。ですから、コストアップを、どこまで許容できるかというのは、これは消費者から言う問題ではないと思います。それから、遺伝子組換えを気にしない消費者にもコストアップをした場合に負担を強いるという件についてはそもそも遺伝子組換えを気にしないという消費者の方たちが、遺伝子組換えの作物や食品に関する情報をどこまで知っていらっしゃるのかなというのは疑問に思っています。といいますのも、遺伝子組換えの問題に関しては消費者が入手できる情報がとても少ないです。例えば、遺伝子組換え作物等に関してこういった論文があります、このような状況がありますと情報を知って初めて消費者は判断ができるのだと思います。例えば、国が安全だと言っています、国が認めていますと言え、多分多くの消費者は、国が言っているのだったら大丈夫だろうときっと思うでしょう。しかし、世界に目を向けて、いろいろな遺伝子組換えに関する情報を丁寧に集めれば、これは問題ではないか、完全に黒（危険）かどうかはまだわからないけれども、かなり黒に近い灰色なのではないかと、私は思わざるを得ません。そういった情報に消費者が触れたときに、それでも遺伝子組換えのものは食べても問題ないと言うのかというのは、私はその辺はきっちり検証されていない問題ではないかと思っています。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかの発言者の方、よろしいですか。

IPハンドリングのコストについてよくわからないという話が、今、発言者の方からあったのですけれども、その点についてお詳しい立川委員から、情報をいただければと思います。

○立川委員 IPハンドリングのコストは、恐らくこの15年前に制度が始まった当時は、全体でGM生産の割合が低かったので、それほど大きくなかったのではないかと思います。アメリカでしたら、GMの栽培の割合が高いところと低いところ、大豆でしたら食品用大豆の栽培が盛んな地域とそうでないところと分かれています。例えば、食品用大豆であれば、アメリカの中西部のインディアナ、オハイオ、ミシガンという、IOM地域、IOM大豆生産地域でしたら、一般的に食品大豆が入手しやすいので、当時はそれほど大変なことではなかったのではないかと思います。

ただ、その後は、状況が変わってきました。現在は基本的に食品用大豆であれば、契約栽培をするわけですが、その契約栽培をしていただけるアメリカの生産者を見つけることが非常に困難になりつつあることを伺っています。

この関連でつけ加えさせていただきますと、IPハンドリングのシステムは、社会的な検証システムということで、これは輸入する事業者の方にとっては、IP証明を例えば商社の方にさせていただくという形で、例えば、通関時の手間とか、あるいはリスクを肩代わりしてもらおう仕組みになっています。先ほど今村委員がおっしゃったような、通関が終わった後に検査を試みたら違っていたという場合など、そういったリスクを回避するための

さまざまな側面を持った仕組みです。現行のIPハンドリングのシステムがどのような形になっているのか、その運用がどうなっているのかということについて、国際貿易や輸出入に関して詳しい方に、いつか説明していただく機会があるといいと思いました。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、委員の方々、いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 私もずっとコストは追いかけていて、実際に市場があって、Non-GM市場があって、それを追いかけていくと一般的に1割から2割ぐらいなのです。ただ、最近の動向をずっと見てみると、市場が小さいせいでニーズが高まると物すごく値段が上がって、ニーズがなくなると一般の不分別よりも安くなるという乱高下するという状況があって、そのために、つくる側には値段が上がったりするのはかけになるので、なかなか契約がしづらくなっていて、Non-GMの確保が難しくなりつつあるという状況があるのです。それを新しい分野でつくろうとすれば、なかなか大変な手続と大変な事務が必要になるだろうというのは想像がつくということなのです。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 今日は消費者の方々のお話を聞くということで、4人の方々からの報告を非常に興味深く聞かせていただきました。本来は私どもが提出するような紙ではないと思うのですが、消費者ニーズの捉え方ということで、今回、私どもなりに考えているペーパーを資料として提出させていただきましたので、消費者ニーズに関連して一言お話しさせていただきますと思います。

1のところは、食品表示の義務化と消費者ニーズということで、既に生協の二村さんと森田さんから発言があったことですのであえて繰り返しいたしません。この一元化検討会報告書の中で、やはり食の安全性にかかわらない消費者の選択に資するニーズにつきましては、一定の優先順位等で考えていく必要があること。

1(2)で書いてございますが、2つ目のパラグラフで、個々の商品の包装容器へ表示するために相応のコストがかかり、それによって食品の供給が制約されることになると、必ずしもそのような情報を求めている消費者が利便を受けることが困難になったり、その負担が増加するおそれがあるとして、消費者にとってどのような情報が真に必要な情報かよく検証する必要があると整理されております。

そういった意味で、今回、非常に貴重な御意見でございますので、消費者の方々のニーズをしっかりと把握する必要があると思っております。

あわせて、これも既に公表されているデータからだけ、2で、遺伝子組換え表示に関す

る消費者ニーズは、これが本当に消費者ニーズとして捉えていいのかどうかといった議論もあると思いますが、とりあえず消費者庁さんが整理された資料に沿って、考え方を述べております。

(1) は、先ほど申しましたように、遺伝子組換え食品は、消費者の選択に資する表示でございますので、消費者のニーズの把握に十分な検証が必要ということは繰り返しでございます。

(2) のところで、遺伝子組換え表示に関する消費者ニーズについては、消費者庁さんが一元化検討会、かつての法律をつくる前の検討会でございますが、そこで実施したウェブ調査、平成23年にやっておりますけれども、これは資料をつけておりませんが、消費者が加工食品を購入する際にいつも参考にする表示項目は、当たり前でございますが、価格が70.2%で、消費・賞味期限が60.8%と突出し、原材料名、輸入品の原産国・製造国などが30%台で続き、遺伝子組換え表示は食品添加物と同じ20%台にとどまっている。比較的消費者の方が参考にする情報としては低い位置づけかと。その後のフォローとして、原料原産地の検討会の際にも同じような様式で調査がされまして、同じ項目について整理されておりますが、遺伝子組換えについては、前回よりも下がって17.9%と減少したと思っております。

(3) で書いてございますように、また、一元化検討会で提出した資料で、大手企業のお客様相談を整理して、よく各社がデータとして持つておるのですが、そのときの整理の結果を見ますと、遺伝子組換えに関する相談は全体の0.1%と非常に少ないという状況にあります。今回、生協さんに出された資料からも同じく0.4%という形で非常に少ないということでした。意外だと思ったのは、表示していないから問い合わせが少ないのかなと思ったりもしたのですが、生協さんの場合、きちんと自主的に表示をされているところであってもやはり遺伝子組換えに関する相談は低いということからしますと、遺伝子組換えに関する消費者ニーズは、見かけ上、他の表示項目と比べて低いのではないかといった整理が一つできるのではないかと。

3で、ただ、今回、そうは言いながらも、1回目の検討会で示された消費者庁さんのウェブのアンケート調査では、確かに遺伝子組換え食品に不安があると答えた者が4割にも上るといった形で、「不安がない」と答えた11.4%を加えた者の5割の方にさらに質問しますと、その8割が遺伝子組換え食品を忌避したいといった高い数値が出ているのも実態でございます。

こういったギャップはどうして出てくるかということにつきましては、(2) で書いてございますように、例えば、アンケート調査の中で認知度が低いのではないかと。それから、安全性審査の認知度も低い。こういったことが前提で、実際に選択するときにはそれほど見ていないのですが、やはり不安には思っている。

ただ、不安の背景に、こういった制度を知らないあるいは安全性審査といったものを知らないといったことがあるとすれば、例えば、(3) で書きましたが、消費者の不安の背

景にあるものは何かということさらにはこういった場でも分析していただいて、例えば、昨年5月に米国科学・技術・医学アカデミーが取りまとめた遺伝子組換え食品の安全性に言及した報告書、基本的には安全であるといった宣言と受けとめられておりますが、それにつきまして、日本政府あるいは日本の科学界としてどう考えるのかといった見解を検討会で披露していただき、安全性に関する不安を払拭する。まず、こういった取り組みが必要なのではないかと。

この遺伝子組換えについて、先ほど委員の方からも発表者の方からも、やはり食べたくない、選択したくないといった不安の声が上がっております。そういったものについて、きちんと誤解を解いていく、理解を深めていくということがまず前提にあって、それから表示の話かなとも考えております。そういった意味で、こういった消費者が不安を解消するための、例えば、リスクコミュニケーションも大事でしょうし、こういった検討会の場でもそういった学識経験者にきちんと安全性について説明していただくといったことも必要ではないかと考えております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

これについては、特にディスカッションはよろしいですね。

○武石委員 はい。

○湯川座長 委員の方々あるいは発言者の方々からでも、御発言、御質問がありましたらお願いします。

山根さん、お願いします。

○山根氏 さまざまな御意見を伺いますけれども、消費者としては、手に取ったものが、どこでつくられて、どのようなものがどうつくられたか、何が入っているかという情報をきちんと知って選択をしたいと、それは表示の大前提であるし、それこそ消費者の選択の権利だと思っています。それで、それほどニーズがないという御発言もあるわけですが、やはり先ほど瀬瀬さんも説明いただいたと思いますけれども、先ほどから言ってきました現状がよくわかっていない遺伝子組換え表示のさまざまな課題、実際に表示されていないとか、たくさん輸入されていても、たくさん加工食品に使われていても、そのことが知らされていない。そういうことがあるのに特に今の表示でも問題がない、特段ニーズとして思っていないという声があるのではあれば、それは調査として十分な検証に値する結果とは言えないのではないかと思います。

それから、一元化検討会の報告書にある新しい制度についての考え方というところを見て、慎重に検討するべきで、特段大きな改善は必要ないのではないかと発言もあるのですが、私はこの基本的な考え方に沿って考えても、やはり遺伝子組換え表示はきちんと拡大に向けた議論が必要だと考えます。必要か否かをきちんと検証すること。それは、申し上げたように、消費者のニーズをきちんともう一度検証してください。私はきちんと表示する必要がある、消費者が求めるものですし、求めるべき表示だと思いますし、

実行可能性、検証可能性、これも先ほどいろいろ意見を申しましたけれども、きちんと担保できるものと私は考えますし、消費者庁からの前回の御説明でも、海外の事例等々からも可能性が大きいと私は理解しております。きちんと手に取るものに表示をするのがベストですけれども、代替的手段を考えるのであれば、次回以降きちんと議論をしていただければと思いますし、コストとのバランスということも、今後、きちんと議論は必要かと思いますが、全体として拡大を慎重にということにはならないと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員。

○松岡委員 今、山根さんが検証可能と考えるとおっしゃっていましたが、私は、森田さんの資料の7ページにあります検証可能かという3つの疑問点がやはりどうしてもひっかかって残ります。今の流通の実態でこういう検証が本当にできるのかどうかというのを、国、消費者庁として、明らかにしていただきたいと思います。それがなければ、表示の信頼性がなくなってしまいますので、根本的な問題ではないかと思いますので、ぜひ検証の確実性を出していただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

瀬瀬さん、お願いします。

○瀬瀬氏 2つあります。

1つは意見ですけれども、今日の資料として皆さんに配っていただいた中で、先ほど触れなかったです。義務表示の対象品目が33食品群ありますが、私自身遺伝子組換えの問題に取り組んでいますが、すべてを正確に言う事はできません。実際、消費者の方から聞かれるたびに資料をめくって確認しないと説明できないのです。

ですから、例えば、遺伝子組換えかどうかの検証ができるものをふやしていくという考え方もあるのですが、それでは覚えなくてはいけない商品がふえてしまうだけで、余計に消費者は混乱する。表示制度が余計複雑になることで表示制度としての意味をなさなくなるのではないかという懸念がありますので、そういった対象品目を拡大するといった方向ではなく、やはり全部の食品に基本的には表示を義務づける、そこから始めるべきではないかということを変更して申し上げたいと思います。

2つ目は、質問です。消費者庁さんが前回の検討会のときに、ヨーロッパを調査されて、現状はどうかを調べていらっしゃったということが資料になっておりましたけれども、あの調査報告の結果を見る限りにおいては、全食品表示への義務化も、意図せざる混入の0.9%もできていると読めたのですけれども、例えば、検証の実態とか、その辺のことについて、問題点なり、をお調べになっていたら、EUでの実態を知りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○湯川座長 もし、今、答えられるようでしたら事務局から回答をお願いします。

○赤崎課長 それでは、ただいまの瀬瀬さんからの御質問について、今、お答えできる範

囲でお答えさせていただきます。

前回の第1回のこの検討会の場で、消費者庁からEUの現地調査の報告をいたしました。資料6の3ページになりますが、「EUにおける遺伝子組換え表示及びトレーサビリティ規則」というものがありまして、EUでは、食品の取引に際していろいろな情報のやりとりをするという義務がかかっています。このトレーサビリティ制度があるのが大きな要因で、全てに義務づけをしているという理解をしています。

あと、意図せざる混入が0.9%となっています。これも、先ほど来ずっとお話が出ている検証ができるかどうかという観点から見ますと、まず、流通の取引を順次川上までトレーサビリティでさかのぼることができる。それに加えて、実際の川上の業者が持っている農産物が遺伝子組換えかどうかということについては、その限りで確認、チェックもできます。これらによって、実効を確保していると現地では説明を受けたと聞いております。

実際にその制度できちんと監視できているのかということにつきましては、その資料の6ページにドイツにおける表示の監視についての資料をつけています。同様に9ページにフランスにおける遺伝子組換え食品の監視という資料をつけていますけれども、7ページのドイツで申しますと、ドイツの監視は連邦政府ではなくて州政府が行っており、そこでは、分析方法、実際の農場監視なり書類検査のやり方について、一応ドイツとしては実行可能な方法でやっているという説明を受けたということで、さわりだけではございますけれども、資料を付けております。

具体的にこのEUの制度でどういう課題があるのかまでは、調査も短期間で行ったものであるので、我々のほうもまだきちんと認識はしておりません。

以上でございます。

○湯川座長 立川委員。

○立川委員 私はEUの表示制度についての詳しい調査を行っているわけではないのですが、これまで何度もEUに対して遺伝子組換え関連の調査に参ったので、その経験的な感触から申し上げますと、EUでも遺伝子組換え表示は食品に関してはほとんどありません。そもそもEUはとうもろこしを域内でほとんど自給していますし、域外から輸入しているのは大豆なのですが、大豆の多くは餌に回っています。今回、消費者庁の方から御説明がありましたように、大豆加工品は一部流通しているのですが、ほとんどNon-GMOとして流通している。

油に関しましてもEUは表示の義務の対象になっているのですが、いろいろな国のスーパーに行って調べてみましても、GM表示がある油はほとんど見かけませんでした。唯一オランダで大豆油に対する表示があったのですが、それ以外は、見かけませんでした。そもそも油の原料はEUでは非常に多様です。オリーブオイルもあれば、ピーナツオイルもあれば、ヒマワリ油もあるということで、実際にEUでも油への表示制度は運用はされていますが、流通実態としてはGM食品の流通はほとんどない。ですから、表示もほとんど見かけません。逆に、飼料に関しましては、GMのとうもろこしや大豆を使った餌に関しましては、GMという表示をして流通している。またGMと非GMの餌に関する価格差はないと伺っていま

す。以上のような状況です。また適宜補足説明の必要があれば申し上げたいと思います。
○湯川座長 ありがとうございます。

発言者の方からも何名かお話しがあったと思います。今、立川委員からもお話がありましたけれども、この委員会は、食品表示法あるいは食品表示基準の枠内での議論をしておりますので、飼料あるいはペットフードについての表示は我々の委員会のミッションの外側になります。参考情報として報告に載せるかどうかは後の議論になるかと思いますが、この検討会での議題ではないということで御了解いただきたいと思います。情報提供をありがとうございました。

ほか、委員の方々からいかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 今、立川先生から非常にわかりやすい説明をしていただいたと思うのですが、EUの場合はほとんどGMの原材料を使った加工食品がないのですけれども、日本の場合は、油でもそうでしょうし、大豆関係の製品もそうだし、餌は別にしておいて、仮にこのGMが入っている原材料のものを全部表示しろとなった場合にかなりの食品がGM表示の対象になって、ごく一部、かなり限定された商品がNon-GMの本当の加工食品という表示になったときに、消費者の方はその恐らくとんでもないプレミアムがつくNon-GMの商品を選択することに本当になるのでしょうか。ほとんどの食品にGM表示がされた場合に、消費者の選択、どういった視点で選択していくか、その辺が非常に心配だという気がします。

○湯川座長 これはどなたかに答えを求められますか。よろしいですね。

わかりました。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 義務表示がないことで、消費者はほとんど使われていないと思っているのが現状だと思います。だから、アンケートをとっても「不安がない」となると思いますので、例えば、「遺伝子組換え」とか「遺伝子組換え不分別」の表示を目にすることが多くなった場合は、恐らく不安に思う消費者がふえていくのではないかと考えられます。表示された上で、選ぶ選ばないは消費者が選択をする。ですから、プレミアムがついても、それがいいと思えば、消費者は選ぶと思います。まずは表示されているということが、消費者にとっては選べるということで大事なことはないかと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

まだ御発言のない夏目委員、近藤委員、いかがでしょうか。

近藤委員からどうぞ。

○近藤委員 先ほどから意図しない混入率の引き下げを検討してほしいというお話が出たのですけれども、引き下げた場合、例えば、5%を3%に下げても、その3%のところは遺伝子組換えでないというところの基準になってしまいます。今の遺伝子組換え表示の目的はあくまでもGMのものを表示してもらおうということの中で、現状が遺伝子組換えでないものという表示が主流であるというところに一つの問題があるので、遺伝子組換えでない

という表示の仕方について、私の意見としましては、諸外国を見ましても、数パーセントが入っていて遺伝子組換えでないという表示を制度的に認めるというところはあまりないと思うので、少なくともこのGM表示の中では「遺伝子組換えでない」という表示は任意表示でも必要ないのかなとずっと思っております。もし表示するのであれば、任意でもそういうところを認めるのであれば、やはり私は「遺伝子組換えでない」というところは不検出であるべきだと思います。

もう一つは、そうすると、今度はスレッショールドというか、意図しない混入率はどこにするのかという議論が出てきて、それはその検査の実効性がちゃんと担保できるのかという話になりますけれども、検査のほうから言うと、5%の現状でうまく検査は動いている。例えば、3%に下げたときに、現状の検査技術とかを考えると、現状の検査精度で3%は不可能ではないと思いますが、そこで単純に3%に下げても、もう一つ考えなければいけないのは、遺伝子組換えの作物の系統がどんどん新しい系統を使って、事案ごとに変わってくるのです。そうすると、それを検査するための技術がものすごく要求されるようになってくるので、そうすると、現状は5%でうまく機能しているところを、3%に下げたときに、今後、数年間のうちに新しい系統ができて、新しい検査法をつくったときに、それが対応できるかという心配が出てくるのです。

実際に最近の遺伝子組換え食品の安全性審査の承認状況を見ていると、2014、2015年ぐらいから、組換え作物の中に導入される遺伝子の配列が明らかに変わってきているというところがありまして、具体的に言いますと、今までは細菌由来の配列とか、共通に持っているものがあって、ところが、2014年ぐらいから承認されている、例えば、とうもろこしなどは、そういう配列がないものになっていて、別の植物の内在性の遺伝子のプロモーターとかを使ってきているのです。そうすると、非常に検出が難しくなる。そういうときに、今、5%から下げたとしても、多分その3%の検出自体が難しいという事態が想定し得るので、その引き下げという議論は非常に慎重に考えて、将来の系統の変化というところも見据えながら考えるべきではないかということがあります。

ですので、遺伝子組換えでないというところは不検出であるという一つの考えと、一方で、技術的に5%以下に下げるとするのは難しいので、その間をどうするかというと、一つの考えとしては、そこはグレーゾーンみたいに表示しなくていい部分で、5%以上はGMで、遺伝子組換えではないところを表示したければ、少なくとも不検出であるということを保証する。そういう一つの考え方があるかと思えます。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、ちょっと待ってください。関連で、私から確認させてください。山根委員からは、遺伝子組換えでないという表示は非常に紛らわしいのもうやめるべきだと。一方で、森田委員からは、5%以下なら入っていないという表示ができるというのは、海外の表示とも違ふと。だから、遺伝子組換えでないという表示をするには、その5%なり3%なりの数字とはまた別の不検出なりもっと低い数字を設けて認めるべきだという意見もあ

りましたけれども、そういったお考え、ネガティブ表示のある意味でのルール化については、山根さん、いかがお考えでしょうか。

○山根氏 ありがとうございます。

私どもは限りなく意図せざる混入率を下げてほしいと先ほども要望したのですけれども、今の近藤さんのお話も聞いて、新しい技術に対応させた検出は大変難しいというお話も伺いました。そうすれば、不検出のものをNon-GMと認めるというのがあり得るのかなとは思っています。表示の方法ということで、先ほど来、新しい表示を拡大すると、表示スペースの問題ということで、表示量が著しくふえて望ましくないということも出たのですけれども、それも考えて遺伝子組換えではないという表示は不要とすれば、表示量も減りますし、私たちが望むのは遺伝子組換えであるという表示オンリーでわかりやすい表示ということで求めていきたいと思っています。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 消費者の立場から発言させていただきますと、消費者がこのGMの遺伝子組換えの表示について理解が進んでいないという状況が第1回でも浮き彫りになったわけでございます。つまり、理解していない、わからない、知らないから、例えば、アンケートにも答えようがない。それから、消費者が窓口にも相談のしようがないという現状もつながってくるのではないかと思います。まず、知らせて理解してもらって、その上でもって選択するかどうかというルートは必要ではないかと思います。

今、近藤委員がおっしゃったように、私も遺伝子組換えの技術とその検証というのは、ある意味で検証が追いついていかないという状況にある中で表示制度をどうするかというのは非常に難しいとは思いますが、単純に言えば、遺伝子組換えを使っているか使っていないか、そのところに尽きるわけです。ただ、それを表示させる場合にどのように表示をさせるかというのは具体的な検討が必要かとは思いますが、ぜひここで議論するときに、消費者にまず知る権利があるということを前提に置いていただいて、その上で選択して、やはり消費者のためになる表示制度ということを進めていただければありがたいと思います。本当に現状の表示制度を少し変えて工夫していくという方法もあるでしょうし、全く根底からやり直すという方法もあるかと思っています。これはこれからの議論ではないかと思っています。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

時間が少し迫ってきておりますので、あとお1人ぐらいかと思っています。

今村委員。

○今村委員 組換え食品の濃度を測定するということの再認識をもう一遍お願いしたいのですけれども、1回ではかれるようなものではなくて、10系統の遺伝子組換えの食品があったら、その10系統を1回ずつ調べて、それを足し合わせていくのです。昔は8系統しか

なかったのが、今はもう20系統、30系統とふえていって、その中で同じ系統で調べられるものを圧縮して調べていくのです。これからどんどん数がふえていくと、足し合わせていくことになる。そうすると、1つずつの検査精度は非常に高くても、1個ずつに0.5%ずつ誤差がつけば、どんどん誤差は大きくなっていくということがあって、そうすると、輸出する前はオーケーだったのに、もう一度はかったらだめになって、もう一遍再検査したらオーケーになるという現象が頻繁に起こるようになってきて、それはすごく表示制度の信頼性を損なうことになると思うのです。

だから、それがひっくり返るような検証でやるというのは、私は非常に危険だと思うので、その部分が今後の議論でも大切だと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

二村さん、お願いします。

○二村氏 ありがとうございます。

今日は、大変いろいろと勉強になることを教えていただきました。食品の表示の制度を考えるときに、制度がどのように機能するかということを考える必要があると思っています。消費者からすれば、表示が全てのものにされているということで選びやすいとか、表示が増えたらうれしいとか、そういう面はあるのですけれども、一方で、制度があることが事業者をどのように動機づけるのか、消費者にどういうメッセージを出すのかということをよく考える必要があると思っています。

というのは、結局、事業者の方がこんな制度だったら別にうそをついてもいいやと、事業者の方がこの場にいらしたら、大変申し訳ありません。私たちはそんなことはしないと云われれば、大変本当に申しわけないですし、ここに来られているような方はいい事業者さんばかりかと思うのですけれども、例えば、そのように思わせるような制度であってはいけないと思うのです。消費者が本当に努力している事業者あるいは正直に表示をしている事業者を正しく選べることは非常に重要で、ごまかしたっていいやとか、ごまかしたってどうせわからないやということだと、本当に消費者市民社会で言っている、消費者が選択し、そのことが事業者を育て、事業者さんの努力が消費者にいい形で返ってくるという循環にはならないと思うのです。そういう意味ではこの表示をするということがどんなプロセスをもたらすのかということをよく考える必要があると思っています。

消費者としては、当然出てきたものが表示なので、表示がふえるとか、表示がされるということはすごく大事なことで、そのこと自体は本当に否定するものではないのですけれども、そこを生み出すプロセスのところで、うそがないとか、ごまかしがないとか、事業者の方の真っ当な努力が報われるという制度の設計にぜひしていただきたいと思います。

ただ、今日お話を伺っていて、本当にそういうことが今はすごく難しい情勢にあることも理解しました。引き続きそういう技術的な情報とか、今日もありました流通とか貿易の関係などの情報についても開示をしていただきたい。今日の委員会に来られない方でも見

られるような形で、ぜひ開示をしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

時間も参っておりますので、どうしてもという方はおられますか。

よろしいですか。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。

本日のヒアリングで、具体的論点を設定する際の参考になるような御意見もいただくことができたと思います。委員の皆様には、消費者意向調査の結果とともに、このヒアリング結果も参考に、今後、議論を進めていただければと思います。

ヒアリングに御協力いただきました4名の皆様、本日はどうもありがとうございました。

それでは、次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○蓮見課長補佐 第3回の日程につきましては、7月19日、水曜日、午後2時から、場所は三田共用会議所の講堂で行います。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。

今回はここではなくて三田のほうですので、お間違えのないようにお願いします。

今回は、事業者の方からのヒアリングを行う予定です。ヒアリングを行う事業者につきましては、また後日、改めて事務局から連絡させていただきたいと思います。

それでは、以上で第2回検討会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。